小規模事業者持続化補助金（ビジネスコミュニティ型）【公募要領】新旧対照表

No.	頁	新（第11回）	旧(第10回)
1	1	**１．本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。** 本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、５年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあります。	**１．本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。** 本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、５年以下の拘禁刑もしくは100 万円以下の罰金に処せられることがあります。
2	4	＜補助対象となる取り組み例（テーマ例）＞ ・AI活用（経営へのAI活用、事業者同士によるAI活用コミュニティ等） ・販路開拓（マーケティング、新規顧客開拓、HP・SNS対策、ネット販売等、観光誘客、インバウンド） ・事業承継・引継ぎ（事業承継計画、事業承継税制活用、事業承継、引継ぎ） ・省力化・生産性向上（付加価値向上、業務効率化、業務改善、デジタル化、テレワーク等） ・ビジネスプランに基づく経営の推進（中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の策定、賃上げ対応、経営計画や資金繰り計画の策定、従業員の労務管理、適正な品質管理等） ・取引適正化の推進（受託中小企業振興法に基づく振興事業計画又は特定連携事業計画の策定、価格交渉等） ・物流効率化の推進（物流効率化法に基づく総合効率化計画の策定、共同配送等） ・エッセンシャル・サービス業活性化の推進（産業競争力強化法に基づく生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定等） ・多様な働き方の推進（人手不足・働き方改革への対応、人材採用・定着・育成、扶け合い・協業等） ・事業継続に向けた取り組み（中小企業強靭化法に基づく事業継続力強化計画、BCPの策定、リスクファイナンス等） ・海外展開の推進（海外販路開拓、貿易実務、海外投資等） ・地域課題を踏まえた事業（地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の策定、農商工連携（農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画又は六次産業化法に基づく総合化事業計画の策定等）、伝統的工芸品産業振興法に基づく振興計画、共同振興計画、活性化計画又は	＜補助対象となる取り組み例（テーマ例）＞ ・AI 活用（経営へのAI活用、事業者同士によるAI活用コミュニティ等） ・販路開拓（マーケティング、新規顧客開拓、HP・SNS 対策、ネット販売等） ・事業承継・引継ぎ（事業承継計画、事業承継税制活用、事業承継、引継ぎ） ・省力化・生産性向上（付加価値向上、業務効率化、業務改善、デジタル化、テレワーク等） ・ビジネスプランに基づく経営の推進（賃上げ対応、経営計画や資金繰り計画の策定、経営革新、経営力向上計画等） ・多様な働き方の推進（人手不足・働き方改革への対応、人材採用・定着・育成、扶け合い・協業等） ・強靭化対策（事業継続力強化計画、BCP策定等） ・海外展開の推進（海外販路開拓、貿易実務、海外投資等） ・地方創生の推進（農商工連携、

No.	頁	新（第11回）	旧(第10回)
		連携活性化計画の策定、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の策定、農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画の策定、地域資源活用、コミュニティビジネス、空き店舗対策等） ・自然災害発生時の被災地支援（実際に被災された地域への被災地支援） ※「自然災害発生時の被災地支援」単独テーマでの申請は不可。他テーマに付帯して申請可能とする。	地域資源活用、観光誘客、インバウンド等） ・地域の課題の解決手法（コミュニティビジネス、空き店舗対策等） ・地域の強靭化・防災減災の取り組み（地域内協定、地域ぐるみの防災・減災対応等） ・事業実施期間における自然災害発生時の被災地支援（実際に被災された地域への被災地支援） ※「自然災害発生時の被災地支援」単数テーマでの申請は不可。他テーマに付帯して申請可能とする。 ・その他本事業の目的に資するセミナー、研修等
3	7	・自然災害発生時の被災地支援にあたっては、補助対象経費総額のうち、20%以内とします。 （自然災害発生時に係る被災地支援のみを対象とする）	・自然災害発生時の被災地支援にあたっては、補助対象経費総額のうち、20%以内とします。 （事業実施期間内における自然災害発生時に係る被災地支援のみを対象とする）
4	9	（２）審査の視点 I. 計画審査 （中略） II. 加点審査 政策的観点から加点審査を行います。 計画策定加点 補助事業として実施する、経営能力及び生産性の向上並びに持続的発展に向けた勉強会、セミナー及び研修等の内容を活用し、経営計画・資金繰り計画等の策定又は法令に基づく計画申請を定量的な指標として設定（※1）する事業者グループに対して、政策的観点から加点を行います。 ※1：具体的に、補助事業計画書（様式２）における、「テーマに対する成果指標」について、経営計画・資金繰り計画等の策定又は法令に基づく計画申請を成果として設定し、事業終了後の目標件数を当該事業者グループに参加している事業者数の8割以上にあたる件数を設定すること。 ＜必要な手続き＞ ・希望する加点項目（様式２）の「計画策定加点」を選択 ・補助事業計画書（様式２）における、「テーマに対する成果指標」において、経営計画・資金繰り計画等の策定又は法令に基づく計画申請を成果として設定し、事業終了後の目標件数を当該事業者グループに参加している事業者数の8割以上にあたる件数を設定。	（２） 審査の視点 （中略）

No.	頁	新（第11回）	旧(第10回)
5	10	（５） その他 ・同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんのでご留意ください。 ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。 ・申請書類一式の提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないようご留意ください。	（５） その他 ・同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんのでご留意ください。 ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。 ・申請書類一式の提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないようご留意ください。 ・交付規程第19 条に定める「補助金の額の確定等」に関し、従前の公募回において交付決定を受けている事業の補助金の額が確定していない場合、今回事業の補助金の額を確定することはできません。
6	11	１１．その他 ・交付規程第１９条に定める「補助金の額の確定等」に関し、従前の公募回において交付決定を受けている事業の補助金の額が確定していない場合、今回事業の補助金の額を確定することはできません。 ・計画策定加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、「経営計画・資金繰り計画等の策定又は法令に基づく計画申請」の実施件数が目標の件数を下回っていた場合は、交付規程の様式第11「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書」において未達が報告されてから、18か月の間、中小企業庁が所管する補助金への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点します。 なお、災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等(※)により、やむを得ず目標件数を達成できなかった場合には、その限りではありません。その場合には、交付規程の様式第11「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果等状況報告書」の提出時にその理由を説明してください。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除いたします。 ※震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合（国税通則法第46条）その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合	

以上